

&lt;労働者協同組合法制化の実現へ&gt;

## 山村・林業の新たな協同組合とその法制化について —縦割り行政の改革と協同組合の課題—

菊間 滿（山形県／山形大学農学部教授）

### 林業の担い手と近年の特長

我が国の山村と林業危機の要因の一つである担い手問題・労働問題の解決策として、1980年代中葉以降、第3セクターや森林組合（森組）作業班の別会社化等の政策的な取り組みが行われてきた。しかし、こうした動きとともに1990年代に入り、中小企業施策の一環である中小企業等協同組合法による事業協同組合、企業組合等の増加が顕著になっている。ちなみに、こうした動きを全国中小企業団体中央会資料から新規設立（1994年度第1四半期時）の特徴について見ると、第1に地域は1道5県にわたり、事業協同組合数は7、企業組合数は2、出資金は22,060千円を数え、第2に事業内容も育林業、素材生産業、キノコ生産、機械の協同利用、木炭の加工・協同販売等に加え、生鮮野菜販売、生花生産、緑化樹木生産などの農業部門が含まれ、第3に農業部門を企業組合として労働組合が経営している事例が2あることである。

林業の担い手の経営形態に関する新たな動向を踏まえ、農業と林業の法制的相違と新たな立法に着目しつつ、林業における生産組合の可能性について、労働者協同組合との関連で以下検討する。

### 農業と林業の協同組合制度の相違点

まず、協同組合法の内容について比較検討することにより現行の森組法による事業内容等と現実との矛盾等の制度的問題が明らかになる。最初に森組法との決定的な相違点として、農協法が農事組合法人などの生産組織を法的に位置付ける（いわばミニ農協）のに対して、森組の場合はその規定が全くない。農事組合法人制度は1962年の第10国会で農協法改正の際に制度化されたものであり、「その組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進することを目的とする」（農協法第72条の3）。特徴は農協同様

に協同組織であるが、農協が単に生産行程についての協業だけでなく流通、金融さらには生活面での協同化をその事業としているのに対し、農事組合法人は農業生産についての協業のみを目的事業としている点にある。第72条1項はその事業を農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業、農業の経営（これと併せて行う林業の経営を含む）、付帯事業と規定している。

農協をはじめに漁協と事業協同組合が法的認知をうけた各種の生産組織としての生産等の協同組合に支えられた構造をとるのに対し、森組の場合にはこうした生産組織を全く持たず、森組は「裸の組織」としてある。森組法は第9条1項と2項で森組の事業種類を規定し、その種類は付帯事業を含んで21に及ぶ。また、林野出資の生産森組は第93条の2項に規定され事業種類は付帯事業を含んで3である。しかし、第4条に規定されるように事業の主体は森組、生産森組、連合会に限定される。こうした自生的な真の意味での協同化の担い手たる生産組織に対する法的認知の欠如が、山村・林業で顕著な脱森組の動きを促進している。

全国約45,000の中等法による協同組合等のうち農業の150に対して林業は340、また製材等の木材関係は1,700と合計2,000を数え、全国の森組数1,600を凌ぐことにも、以上の点は明らかである。

### 縦割り行政の弊害と農林業の協同組合

我が国の協同組合運動が農林業において真の協同組合運動として発展するのが困難な理由に関連して、黒澤一清氏は、もともと協同組合は民衆の自発的な運動であるから、そのおかれられた諸条件によって民衆の発意によって十分弾力的な適合的な形態がとられるべきにもかかわらず、我が国では官僚規制によって、つねに上から画一的に「制度化」される傾向があることを指摘している。省庁の縦割り行政の存在が協同組合の自主的な展開の

阻害要因であることを指摘しているわけであるが、縦割り行政の弊害は農林業はいうによばず、中小企業を含むあらゆる産業分野の協同組合運動に拡大している。黒澤氏によれば中小企業関係、貿易関係、農林関係、水産関係、消費の5分野で、組合名称数は45、その根拠法は16に及んでいるほどである（黒澤一清『協同組合原論』1980年）。

ところで、農協と森組の事業の相互乗り入れ方針を明らかにした1992年の「新しい食料・農業・農村政策の方向」をうけて、中山間地域対策である「特定農山村地域における農林業の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」（1993年9月28日付け施行、「特定地域法」）が制定された。同法は、特定農山村地域の市町村が基盤整備計画を作成した場合には、農業の基盤整備のみならず、森組の事業範囲の拡大（農作業の受託など）、農協との協同事業などの連携がはかれることとした。

しかも、その農作業の範囲は単に除草、水管理、畦畔の維持のみならず、農用地の保全に資すると考えられる農作物の作付け、収穫その他の農作業を含むものであり、中山間地域の森組による農地管理、経営の受託事業が可能になった点で大いに注目される。農業の場合も農用地利用増進法における農業生産法人の事業要件と構成員要件の見直しが行われ、農業と併せて行う場合には林業も事業の中に組み込まれる内容が一層拡大している。

こうした変化は、先の「新しい政策の方向」の農林水産物の全面自由化を前提とする国内農林業の合理化政策、規模拡大政策に基づくものであるが、協同組合の相互乗り入れの方針はそれが農協と森組の合理化（広域合併等）方針の一部であったとしても、劇的に振興している中山間地域の耕作放棄地、農業荒廃地の増加、森林資源の荒廃といった国土資源の多面的管理にとって重要な意味を持っている。また、それは農業を担当することにより森組作業班員（労働者）の通年就労の可能性を拡大し、地域本位の雇用の場の拡大を可能にし、地域づくりに必要な農産物資源の生産に、森組が自ら取り組む可能性を与えるものである。

また、それが何より重要な意味を持つのは、農林業における真の協同組合の発展を妨げた省庁の縦割り行政への政策側の一定の「軌道修正」であり、地域協同組合としての山村協同組合にも通ずる多様な扱い手の可能性を示唆している点にある。

そうした点で1984年に事業協同組合として設立された山元林業協同組合（山形県上山市山元地区、山びこ学校の地）の「地域協同組合」としての10年間の先駆的な取り組みと経験は大いに注目すべきであるが、残念ながら紹介する紙幅に欠ける。

#### 山村・林業の協同組合制度の可能性と新方向

今後の林業で協同組合のあり方に関しては、多様な可能性を前提に、つぎの方向が検討されよう。

一つは、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合や企業組合としての発展方向である。これは、あくまで、資本の結合、中小企業としての展開の方向である。その事例として、山元林協をあげた。二つは、森組作業班員や山村労働者の労働者協同組合化の可能性である。あくまで人的結合としての協同組合であり、1970年代の静岡県龍山村森組の取り組み、さらに中高年雇用事業団、農村労組の農林事業団の取り組みが事例としてあげられる。三つは、林野所有者としての協同化の可能性である。生産森組と森組との協同組合間提携を、「特定地域法」を利用して行う場合である。これは今後の展開を待つことになるが、この場合には生産森組が実質的に農事組合法的な性格を森組との間で持つことになる。

以上の三つの可能性は農林業生産の協同化をあくまで農地・林野所有者（土地所有）の生産協同組合として実現するのか、労働協同組合の見地から労働力・資本の協同組合として実現するのかという課題であるが、この課題を解決し、農山村の協同組合運動を前進させるためには我が国の場合、縦割り行政の改革がさけて通れない課題であることは改めて指摘するまでもない。組合員の出資金を縦割り協同組合別に分割させ、一体的な合理的な運用を妨げている事実も、その一例である。